

第十六回国会
衆議院

農林委員会農業共済制度に関する小委員会議録第三号

(二二三)

昭和二十八年七月七日(火曜日)

午後二時三十三分開議

出席小委員

小委員長 足鹿 覺君

足立 篤郎君

佐藤洋之助君

安藤 覺君

出席政府委員

農林事務官農

林経済局長

小委員外の出席者

農林委員長

井出一太郎君

加藤 高藏君

議員 金子與重郎君

議員 佐竹 新市君

農林事務官農

林経済局長

久宗 高君

農林技官 平田 操君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

本日の会議に付した事件

農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)

○足鹿委員長 これより農林委員会農業共済制度に関する小委員会を開会いたします。

本日御協議を願います問題は、前会に引続き農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案、並びに農業災害補償制度に関する点につきまして御審議をいただきたいと思ひます。

まず農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案の問題につきまして、前会当局の考え方を結論的に承ることができなかった点について御意見を聞くことにいたします。なお機構簡素化の問題、開業獣医師の調整の問題、その他ありますが、経済局長より御説明を願います。

○小倉政府委員 この前四日の当小委員会において、委員の方から述べられた御意見の最初の一つは、このたびの特例についての制度の組立てで、図表について御説明を申し上げます。それはAとB₁・B₂の問題をもつと簡素化できないか、AとB₁・B₂というようにすることは、あまりにも制度の運営を複雑化しはしないかということでございます。これはB₁・B₂を一本にして、制度としてはAとBにすることもできるのではないかと思います。さらにもつと簡素化できないかということになりますと、AあるいはBになりませんが、それはいろいろの点でふぐあいが生ずるのではないかと思います。この点についてはあとの方にも出て来るので、その点と関連して申し上げます。と思ひます。

す。この点、私どもの考え方としては、家畜共済組合に加入しておる農家が、事故家畜の診断書をつくるか、検査書をつくるか、疾病家畜の診療について、開業獣医師にかかるか、あるいは共済団体の獣医師にかかるかはまったく自由の建前にしております。また家畜診療所の設置、あるいは運営についても、現地の開業獣医師、あるいは獣医師の会があるか、獣医師会長などの御意見も十分承つて、今後とも診療が円滑に行けるようにくふうをしたいと思つております。

次は診療所の問題ですが、特別賦課金と維持費の問題であります。特別賦課金の問題については、このような特定のものを設けないで、診療所が独立採算でやるべきではないか、国民健康保険においては診療所をつくつて、診療の普通化、あるいはより経済的な診療をする。こういった機能を営んでおりますが、家畜診療所においても同じ考え方で指導すべきではないかという点でございます。家畜診療所の開設については、当初国が二万五千円程度の一箇所当りの器械器具設備に対する補助をし、その他は農家の負担、あるいは地元の寄付等によつてできておるわけでございます。人件費については、国は補助しておりません。従つて開設後の運営は、独立採算の建前で仕事をしております。このように農家の経済負担で運営しておるのに対して、家畜診療費の負担軽減をしたいという意味だと思ひますが、家畜診療所の維持費は、

從來疾病傷害共済の掛金中にこの維持費の一部分が含まれておつた。従つて診療所の維持費が保険金として上へ吸上げられる。特に再保険の關係で吸上げられる。そこに不都合を来しはしないか、維持費は保険の対象外にして、特別賦課金として考える方が適當ではないか、そのために農家の負担が新たに加わるわけでもないから、從來掛金の一部分として負担しておつたものを、今後は特別賦課金として負担するということでありまして、A式を選ぶ農家についてはそのようになるわけでありまして、もちろん特別賦課金では足らぬというので、組合が任意に農家に負担をかけるのでは、その額が場合によつては過重になるおそれもあるもので、賦課の限度は政令で定めたいと思つております。

次は農家の負担軽減であります。この前お話のように一元化の実施によつて危険率が下るとすれば、掛金率をもつと下げ、農家の負担軽減をはかるべきではないか、あるいはまたこの実験を薄く広くというよりも、実験の対象をもつと限定して、厚く補助をすべきではないかという御意見もありました。一元化の実施によつて危険率が下ることは当然に予想できるけれども、どの程度に下るかという点については、客觀的に十分証明できるほどの資料がございません。それを確實に把握することが、今回の特例法案の一つのねらいになつております。昭和三十一年が家畜共済の掛金率の改訂期に當つ

ておるので、この法案が成立すれば、本年度と来年度の二箇年ぐらゐの実験のデータがそろつて、新しい掛金率を定めることもできるのでないかと思つております。

次にこの実験の基本的な考え方ですが、これは制度のための改正であり、農家のための改正でないといったことと、あるいは農家単位の共済制度の実験と多少違つて、この案は一部実施という考え方があるのではないかと、また組合指定の方針といったことについて御質疑がありました。この実験案の基本的な考え方としては、現行制度を簡素化し、農家の負担を軽減すること、一つのねらいで、しかも一時に多額の診療費を負担するのではなく、気やすく診療を受けられるようにというのが目的であります。補償法が実施されてすでに五年になりますが、その間死亡、疾病、両共済を一元化した方がよいという声が強くなつて、事務当局としていろいろ検討を重ねましたが、農家単位の共済と違ひ、この両共済の關係からして、現在実施ができた可能性のある組合数はすでに相當数にのぼつております。農家単位は率然としての制度であるが、一元化の場合においては、多少その間の事情が違つております。この実験の基礎がある程度過去の経験によつてととのつておる疾病傷害の共済が、相當程度普及しておるといつた地方も相当ございます。そういうところはなるべく広範圍に特例法案の対象にして行こう。その場合

は組合の同意を得てやるということであり、現在指定が予定されておるの約四千六百近くの組合で、組合組合の約四割に達しております。組合あるいは農家の希望が一元化の方向に強くなれば、来年度予算を組む場合にもそれを考慮して、なるべく要望に沿いたい。概略以上であります。

○安藤(農)委員 これを実験的にする場合に、どのくらいの組合を予定しておられるか、またその予算はどの程度の裏づけがあるかを伺いたい。

○平田説明員 実験の対象となる組合は、従来家畜共済の引受けにおいて、死亡廃用共済、疾病傷害共済が非常に普及してある地帯として甲種、乙種に疾病傷害の考え方をしておいたのです。それが円滑に行つておる地帯、その二つの地帯についてはできるだけ広範囲に組合の承認があればおきたい。その他の疾病傷害共済が普及しておる地帯においては、一ぺんに新しい制度に持つて行くことはいろいろ問題もある。組合の数の五割を一つのねらいにし、総数としては四千五、六百組合程度と予想しております。

○久保田(農)委員 それだけ補助する組合の準備ができておるというわけですが、準備の内容はどの程度ですか。

○平田説明員 死亡廃用共済と疾病傷害共済が現在別々になつております。従つて現行制度の違いは、死亡廃用は

組合が決議すれば義務加入制にとられ、ところが疾病傷害はまったく自由になつております。従つて死亡廃用の加入率は相当あつても、疾病傷害の加入率は相当低い地帯がございます。ところがこれを実験する場合に一元化する。死亡廃用に入れば当然疾病傷害にも入ることになるを得ない。その準備が第一であります。そこで死亡廃用とともに疾病傷害加入率も相当高いことが一つの条件になる。つまり死亡廃用とともに疾病傷害が相当普及しており、農家が両共済に入つておる地帯は、この一元化の基礎的な基礎ができておると見てよいと思つて、な。なお昨年一元化の試験的な試みとして、疾病傷害について甲種、乙種の区別をしたのでありますが、その甲種、乙種の円滑に受け入れられておる地帯は、一種の準備ができておる所ではないかと思つて、そういう所もできるだけ組合の希望に沿いたい。まだ準備ができていない、基礎がない地帯については、たくさん指定するわけにも参りませんので、組合の数の五割といつた割合で指定し、なるべく全国的なデータをつかみたいと思つております。

○久保田(農)委員 すでに準備ができた地帯においての死亡廃用共済の方で、死亡件数が加入件数の何パーセントになつておるか。保険金の支払いと掛金の関係がどうなつておるか、さらにその地帯における疾病傷害の傷害件数と支払い、あるいは保険金の関係の全体のバランスがどうなつておるか、これが一番大きな問題ではないかと思つて、もしも疾病傷害や死亡廃用をしない、掛捨てになつてしまふことがありはせぬか。その点については、つきりしたデータがないからわからぬという話であるが、両方を含めて、全体として農家負担が減つて来るのが農家の一番根本的な問題だと思つて、国の補助金が多少ふえ、手続が楽になるということだけで、農家の負担が軽減しないでは何にもならない。その見通しが一番大切だと思つて、現在の状況はどうですか。

○小倉政府委員 お尋ねの疾病傷害、死亡廃用加入の状況、保険金支払い状況は、資料にありますので、係官から説明をいたさせていただきますが、私がわからぬと申し上げたのは、一元化すると、疾病傷害共済が普及すると考えておるの、現在まで疾病傷害共済に入つていない地帯が入れれば、疾病傷害に対する手当がある程度厚くでき、それが死亡廃用の危険率を低下させるであろう。その死亡廃用の危険率のどの程度低下するかの資料がないということ、を申し上げたのであります。別々の資料としてはございますから、説明をさせていただきます。

○安藤(農)委員 提案理由の中にも一元化することによつて危険率が低下し、その結果掛金の負担軽減をみると言われておるが、その根拠はどこに求めておりますか。

○平田説明員 疾病傷害共済事業が普及すれば、農家としては比較的任意に開業獣医師あるいは診療所の診療を受けやすくなる。特に今回は、一年の間に何回病気になるか、一回の共済金額の制限はあるが、何回でも診療を求め得ることになり、十分診療が受け得る態勢になる。そのために家畜の死亡は減つて来るであろうと期待しておるわけであり、今回の特例法案にお

いて、農家の負担軽減に資し得るかという点になると、国の補助金額には限りがありますが、その関係は図表に示してございますから、それに基いて説明した方がいいのではないかと思つて、

○久保田(農)委員 私が質問した点を具体的に御説明願ひたい。

○平田説明員 お手元に配付してございます資料中「家畜共済一元化実験の対象となるべき牛馬頭数」というのは、どういふ地域を指定対象としておるか、それを対象とした場合、その地域内の牛馬の数はどのくらいで、両共済を一元化する場合に、死亡廃用の危険率のどの程度下るかを明らかにしてあります。

この一元化の実験というものは、死亡廃用共済と、疾病傷害共済の二つにわかれておるが、それを一元化するのが目的であります。死亡廃用共済に加入しておつて、疾病傷害共済に加入していない場合もあり得る、しかし疾病傷害共済のみに加入し、死亡廃用共済に加入しないというところはございませ

ん。法律によつて、疾病傷害共済に入らなければ必ず死亡廃用共済に入らなければならないやり方を現在とつておるので、それはないのであります。従つて死亡廃用共済に入つておる数は、牛馬合せて大体二百四十万頭くらいと現在考えております。そのうち、疾病傷害に加入しておる頭数は、これもお手元に「農業災害補償法による家畜共済事業の概況」という資料をお配りしておりますが、その中で第一表に掲げておる数字について御了解願ふと思つて、二十六年度の実績は牛馬、やぎ、めん羊、種豚、全部合せて約七十四万頭が

疾病傷害に入つております。これが死亡廃用、疾病傷害加入の状況でございます。指定の対象としておるのは、二十七年年度においては疾病傷害の対象を薬物消耗品に限定し、人件費に相当する部分は賦課金の形でとつております。そういう県が北海道、滋賀、奈良、愛媛、大分、鹿児島、大分県、ほとんど全域について実施中のものが京都、兵庫、和歌山の三県であります。一部地域でやつておるのが青森、岩手、群馬、千葉、静岡、大阪、広島、高知、佐賀、熊本、十県でございます。そのほか、疾病傷害共済加入頭数が死亡廃用共済加入頭数とほとんど同程度、九〇％以上に達したものが鳥取、島根、徳島の三県であります。先ほど申し上げた乙種をとつておる組合は、全部指定の対象と考えておりますが、疾病傷害加入率が九〇％以上になつておる県は、全町村を指定したいと考えておりますが、この範囲の組合は二十六年度の実績では死亡廃用共済の加入頭数は約七十七万頭になります。その他の地域は加入頭数が大体五割の所は実験の対象として取上げてみたいと思つて、その頭数が牛馬を合せて約六万三千頭でございます。この二つの数字の合計、すなわち三と四の頭数を加えたものの死亡廃用共済加入頭数に対する割合は大体四〇％になります。そこで二十八年度の計画において、この実験の対象となる牛馬の頭数を概算しますと、大体百万頭見当の数字が出て参ります。この中の大部分はすでに実質的に一元化の行われておる地帯と考えてよいと思つて、

次に二ページで、疾病傷害共済の普

及が徹底した場合、死亡廃用事故がどの程度減るかという見通しであり、疾病傷害共済について、比較的加入率の高い数箇の県について調べたのが第二表であり、二十四、二十五、二十六の三年間の実績で、最初の欄が死亡廃用共済に対する加入頭数と疾病傷害加入頭数との割合で、北海道では二十四年度に乳牛の五七%が疾病に入っており、二十五年は六九%に上り、二十六年は八一%に上っております。馬の場合もほぼ同様で、二十四年度六七%、二十五年七五%、二十六年八二%と上っております。以下滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、徳島、同様にのべたいと思ふ。鳥取の場合を例として申し上げますと、二十四年度で牛が六六%、二十五年八七%、二十六年九〇%が疾病傷害に入っております。鳥根は二十五年、六年度一〇〇%に達しております。

こういうように疾病傷害の加入率がふえると、その次の欄にあるように死亡廃用の危険率の低下が伴つております。北海道の乳牛について申し上げますと、二十四年度が五・二〇%、二十五年五・〇三%、二十六年三・八一%という低下の実情を示しております。その次の欄で危険率低下の状況として、二十四年度の死亡の危険率を一〇〇%とすると、二十五年が九六%、二十六年が七三%に下つております。その他の県においても大体その傾向を示しておつて、疾病傷害共済の加入率がふえて参りますと、死亡廃用の率は確かに下ると考えられます。ただここに示したのは試験の実情であつて、これをもつてただちに全体の状況

況を推定することも危険であります。できればもつと対象を広く広げて、はたしてどの程度下るか、また下ると考へることが正しいかということを見出したい。この目的のために二十八、二十九両年度の資料によつて低下の状況をつかみたい。三十年度が家畜共済金の改訂時期なので、その改訂の際の一元化を実施する場合の新しい率を決定して行きたい方針であります。

○久保田(豊)委員 私の言うのはそうではなくて、両共済が併用された場合、死亡率の少くなるのはわかつた話である。死亡率が少くなればなるほど、農家から見れば掛金が掛捨てになる。従つて保険経済全体から見れば、どういふ余裕ができておるか。その余裕が出て来なければ掛金は下らない。その掛金を下げるか、疾病傷害によけい金をかけるか、どちらかである。農家としては、死亡率が少くなれば掛金を少くしてもらいたい。それでなければ死亡の方にわざ／＼出すのは、ばからしいということになる。死亡率が減つていふのに、掛金が違わないのでは困るということになる。現実に死亡廃用を併用した場合どうか、先のことでわからないにしても、保険全体から見て死亡率が少くなつた場合、どれだけ黒字になつておるか、疾病のみの場合とだけ黒字になつておるか、それを聞きたいのです。

○平田説明員 それは「農業災害補償法による家畜共済事業の概況」の統計をごらんいただきたいと思ひます。昭和二十三年から六年までの実績を示しておりますが、そのバランスの状況は十七ページ以後に出ております。十七ページには、二十三年、四年の二年度

分がありますが、全体として各共済別に、各地区ごとに従来の状況を示してあります。たとえば一番上の第一行目の数字をごらん願ひたいと思ひます。が、乳牛の場合二十三年度のバランスがどうなつておるかを示してあります。収入が三百五十六万一千九百四十一円、これは二十三年度の共済掛金であります。これに対して支払いが一千万二千七百八十七万二千七百七十四円、差引き七百七十一万六千七百八十六円の支払超過、つまり赤字が出ております。二十四年度では収入は一千三百八十六万八千二百七十一円が前年度の未経過で、本年度の既経過は一千七百九十三万八千八百五十七円、合計三千三百八十万七千二百二十八円、これに対して支払いが八千九百九十四万一千九百七十四円であり、差引き四千九百九十三万四千七百七十九円の赤字であります。このように死亡廃用、疾病傷害、両共済について各種別ごとにしておりますが、總計が二十三年度では九千九百七十二万二千八百五十四円、大体一億円の赤字であります。二十四年度では四億五千二百七十一万四千四百五十一円の赤字であります。

次のページは共済組合について同じバランスを見たのであります。十九ページは連合会の責任範囲のみのバランスであります。二十ページは、政府の再保険におけるバランスの状況であります。二十一ページが、二十五年、二十六年の実績であります。二十五年、二十六年で申しますと、赤字が八億一千六百三十三万三千六百三十九円の赤字でありまして、二十六年は赤字が減りまして四億六千九百九十六万四千七百七十一円の赤字であります。これが二十六年

度までのバランスの実情であります。が、組合、連合会、政府別にそれ／＼出してあります。

○久保田(豊)委員 要するに、今度の試験をやると、両方とも義務制度になるのですね。農家の見返りとしては、疾病が生じた場合、一回の金額は限度があるが、何回やつてもその年度においては両共済を一本にして見てもらへる、金がいらないことですね。

○小倉政府委員 そうです。

○安藤(豊)委員 各組合の負担による家畜診療所が全国で千六百箇所あるそうですが、この経営状態、成績がわかりですか。

○小倉政府委員 この点については、「農業共済団体家畜施設に関する資料」をお配りしておりますが、その三ページに、診療所の診療成績が出ております。

○平田説明員 ちよつと、これについて御説明いたします。三ページの上の表は診療した頭数の調査であります。但しこれは二十六年の実績、全国の計であります。その他の今年度の調査はまだ完了していません。

この診療頭数について申し上げますと、第一の欄は疾病傷害共済の加入頭数であります。牛が四十四万頭ばかり、馬が九万五千頭ばかり入っております。やぎ、めん羊、種豚、その他合せて五十四万頭ばかりの疾病傷害の加入があります。その中で一年間に診療を受けた頭数が第二欄目ですが、牛が八万頭、馬が六万頭であります。全体として十四万頭が診療を受けたのであります。つまり五十四万頭の三〇%程度が一年間に少くとも一度は診療を受ける実情であります。馬は約七割近いものが診療を受ける実情であります。その

次の第三欄は事故外診療頭数で、疾病傷害共済には加入していないが、診療を受けたという頭数であります。死亡廃用加入が約二百萬頭ぐらゐに達しておりますが、疾病傷害加入は五十四万頭ばかり、その他の約百五十万頭は死亡廃用には入つておるが、疾病傷害には入つておりません。その死亡に入つておるものの中で、診療を受けたものも相当ある。それが事故外診療であります。その次の欄は診療の総頭数であります。各診療所で診療をした相当数が二十六年で二十九万四千四百四十九頭、これは個々の診療所について様子が違うので一概に申しませんが、一応全体の数字をまとめて見たのが第二表であります。

まず収入の方は、第一の共済事故収入が約九千二百七十七万円、これはその上の欄の疾病傷害事故の頭数に対応する部分で、この共済に入つておる農家は、病気の場合に診療を受けられるので、それを金銭に換算したものが九千二百七十七万円あります。次の一部負担金は、疾病傷害共済の診療を受ける場合、現在の制度では診療費の一部は自己負担をする。その合計が三千九百三十二万四千円あります。その次の死亡廃用加入のものとなるのは、死亡廃用共済に入つておるが、疾病傷害共済に加入していなかつたものがある。それが診療を受けたのが三千七百七十万円あります。その他とあるのは、死亡廃用にも入つていないが、診療所の診療を受けたもので、これは主として中家畜に多いのであります。それが四千二百三十五万四千円あります。診療収入合計が二億一千万円あります。

にしてもかえつて実態がつかめな
思いましたので、きわめて大ざつ
分類でありますが、十万円以上の
をとりつておる者と、十万円未
に分けてみたのであります。十万
上の全国平均は十八万四千六百
円になつております。これは五百
三人の平均であります。十万円未

平均は六万一千七百五十八円で、三百七十五人の平均であります。この六万一千円という小さな金額は非常に不合理のようにおおえになると思います。が、備考に書いてあるように、二十六年年度一年度の実態を調べたので、年度中間から就職した人の場合もございます。また診療所が年度の中途から開設された場合もあるので、こういう数字

が出ておると思われます。十万円以上の場合を見ても各県の平均値がそれぞれ出ておりますが、非常に価格の差があり、一概に獣医師の実態はこの程度と一口に申し上げることはむずかしいと思います。

○安藤(蜀)委員　ただいまの御説明並

びにこの表で見ますと、よくこのよう
な薄給でがまんしておると考えられる
ものがあるわけです。これは診療所の
経営内容いかんによつてこうならざる
を得ないと思う。練達産能な方々で、
なおかつ薄給にあまゐりておられる方
もあると思うが、勢い学校を出たの

若い方を雇わなければならぬことになつてはいないか。その結果誤診や、未經験あるいは経験の浅い結果が生れて来はせぬか、その点で、場所によつては練達堪能な開業獣医師を囑託制にすることを御勘案願いたいと思うが、区域によつて、その点は自由に頼める道を開かれるお考えはありませんか。

○平田説明員 組合診療所においても適當な獣医師を必要とする場合、嘱託医といふか、組合医院としての仕事をしたいと、診療所と同じような運営をやつていただくことももちろん考えられます。そのほか獣医師の方を嘱託にして、診療所の完壁を期することもあると考えられます。特定の組合では一般開業医師の方にお願ひし、組合員の家畜診療を受けさせることもできようと思ひます。

○安藤(農)委員 診療所では、点数制になつておりますか。

○平田説明員 さようでございます。

○安藤(農)委員 その点数制を開業獣医師に適用せられるお考えはないですか。

○平田説明員 共済金の支払いは、点数制でやつております。ただ国民健康保険と違い、ほかから金をとらない建前になつておられないのでございませう。獣医師の手腕、力量において、共済金の方から払われない部分は、農家からとつてもらう建前でやつております。

○足立委員 先ほど農林省からいただいた国民健康保険との比較図表についてお伺ひしたい。国民健康保険法は地域的な単位でやつておる形ですが、この共済の場合は連合会、政府で再保険があります。図表は非常にややこしいのでありますが、直感的に思ひついたことは、ここまで手の込んだ方法をとる必要はないのじやないかという気がするのです。私も深く検討する材料は持つておりませんが、国民健康保険の方は、機会均等、公平の原則に立つておる上に、直営診療所の設置費の三分の一は国庫補助をするというところが違ふだけでございます。これを共済の方

に当てはめた場合、組合員の負担はAの場合もBの場合も、診療所に出す場合も、開業獣医師に出す場合も、下から出すのと、上から下つて来るのと合せると同じ額になる。先ほど経済局長もおつしやつたように、診療所は、組合員の総意と負担によつてできたものであるから、人件費その他の維持費は、直接組合員からとるべきである。特別賦課金制度を設けるべきであるという御意見でありました。診療所の運営の万全を期し、運転資金等に困らないようにするためには、この方法ではきつめて費用が膨大である。これは農林省の家畜行政の面からお考えになれば当然だと考えますけれども、一面診療所においては獣医師がなまけておらうと、医師が眠らうと人件費は常に安定してゐる。開業獣医師は血みどろになつて戦わなければ、診療費がもらえない。これは開業獣医師ですら当然ですが、一方診療所の方ができたときのいきさつはともかくとして、運営に當つて、特権的な存在になることは公平の原則に反するのではないかとこの気がする。国民健康保険の場合は、設置費の国庫補助は当然で、それをこの共済の図表に当てはめてくれば、診療所については国の負担、連合会の負担、農民負担によつてできるのは当然であり、けつこうだと思はれるが、その後

論上は一応成り立つけれども、運営上で何となくうづつとしい感じがするのがあります。この点について御意見を伺ひたいのであります。

○平田説明員 健康保険の場合には、計上費に充てる部分が組合内部に留保されておるわけでありまして、ところが家畜保険の場合においてはその分が再保険になつて、政府に納まるわけでありまして、従つて事故がなければ組合にもどつてこない。従つて診療所の維持経費が計画的に参らぬことが、現行制度における一つの問題であります。そこで健康保険的に直したかどうかとなると、上の政府、連合会、共済組合の間を遮断しなくてはならぬということになります。その点家畜共済の危険を分散する点において欠くるところがあるわけでありまして、従つて現行制度からすると多少きつこちない気持もしますが、A・Bの二本立の線を考えてみると、適切ではないかと存するのであります。診療所の方においては、特別賦課金によつて獣医師の人件費が確保せられるので、その点から獣医師がなまけることがあつてはならないのであります。その場合は、組合員が獣医師の交代を要求することになると思ひます。

○足立委員 先日的小委員会でも獣医師会からの陳情書が出ております。小委員長からも指摘されておりましたが、共済団体はこれが診療所をつくるな、あるいはいかに悪い診療所は整理統合してしまふという陳情は行き過ぎではないかということでありまして、私はこれも同感であるが、陳情についてもまことに筋が通つておると思ひ考へて、小委員会であるからざつと

るから、国民健康保険の場合と同じように行かないといふことは、あるが、この表を見ると、共済掛金として吸い上げた金がつつて来る。金自体はいずれも同じものである。ところが開業獣医師に対する場合は倍額になつてゐる。診療所の薬価消耗品費に類する診療費が開業獣医師は八十四で、診療所の四十と差がある。しかも負担はA組合員は六十であり、B組合員は二十円である。共済掛金の四十円、八十円を加えればこの表では一応同じ率であるが、その点についての御説明をもう一度伺ひたいと思ひます。

○平田説明員 これは図表でございまして、組合員から吸い上げた金と下つて来る金を図に表しただけで、現実一年間の実績を比べた場合どうなるかといふことは、事故のとり方によつて、掛金が収め過ぎである場合もあるし、共済金をもらひ過ぎてゐる——と言つては語弊がありますが、事故が起ればたくさん入つて来るという関係もありませんので、長期的にあるいは全国的に見れば均衡ははかれると思ひます。個々の場合、特定の配置をとつて見ると、こういう図式にしか現われて来ないのであります。この図式通りに行けば、御説のようにA・Bといつた考え方は必要ないとも考えられます。

○足立委員 連合会単位について、疾病傷害の危険率がその年、年によつて變つて来る。それは病気のことであるから予想はつかない。連合会としても予想がつかない。従つて全国的にはこういう形になるけれども、病気の少ない診療所では診療所が立ち行かなくなつてしまふ問題があると思ひます。

○平田説明員 大体さうでございま

あるから、国民健康保険の場合と同じように行かないといふことは、あるが、この表を見ると、共済掛金として吸い上げた金がつつて来る。金自体はいずれも同じものである。ところが開業獣医師に対する場合は倍額になつてゐる。診療所の薬価消耗品費に類する診療費が開業獣医師は八十四で、診療所の四十と差がある。しかも負担はA組合員は六十であり、B組合員は二十円である。共済掛金の四十円、八十円を加えればこの表では一応同じ率であるが、その点についての御説明をもう一度伺ひたいと思ひます。

○平田説明員 これは図表でございまして、組合員から吸い上げた金と下つて来る金を図に表しただけで、現実一年間の実績を比べた場合どうなるかといふことは、事故のとり方によつて、掛金が収め過ぎである場合もあるし、共済金をもらひ過ぎてゐる——と言つては語弊がありますが、事故が起ればたくさん入つて来るという関係もありませんので、長期的にあるいは全国的に見れば均衡ははかれると思ひます。個々の場合、特定の配置をとつて見ると、こういう図式にしか現われて来ないのであります。この図式通りに行けば、御説のようにA・Bといつた考え方は必要ないとも考えられます。

すが、特に共済の方は、事故が起きた場合には診療するだけでなく、副次的に事故防止といった仕事も重要な仕事でございまして、さような面から見ても、人件費はなるべく安定した財源によつておくことが必要ではないか。保険金の収入に依存しておつては、安定した獣医師の活動もできないという趣旨も十分あるわけでありまして。

○足鹿委員長 事故防止というお言葉があつたが、私一点伺いたいことは、「家畜共済の臨時特例に関する法律案」について特に強調された点として「三、共済団体の事務は著しく簡素化せられ、その余力をもつて事故防止に努めることができる」ということで、従来やつておる事故防止の手段、方法と、また今後簡素化によつて余力ができた場合に、いかような事故防止活動をされ、指導して行かれるか、その点について伺つておきたい。

○平田説明員 この点は、いろいろございまして、たとえば家畜の検査を定期的にやるとか、予防、衛生的な普及をすること等でありまして。

○足鹿委員長 診療所みずからそういうことを具体的に企画し、経費を計上してサトビスするわけですか。

○平田説明員 仕事によりましては、組合員から特別賦課金をもらつておるので、それを財源としてやるわけですね。

○足鹿委員長 従来はそれはあまりやつておらなかつたようですが……。

○平田説明員 従来も若干はやつておつたのですが、一元化によつて、従来よりも活発にできるようになります。

○足鹿委員長 それは別に義務規定でないから、診療所の運営方針の中で、熱心にやることもあり、不熱心なところもある。不熱心にやつたからといって、どう処罰するわけにも行かない、ただそういう仕事を試みるというわけですか。

○平田説明員 委員長の御趣旨の通りだと思います。

○綱島委員 事故防止は、本質的に見れば国家の費用でやる性質のように思いますがどうですか。

○平田説明員 根本的に考え、大筋としては共済組合は共済家畜の事故防止あるいは防衛が本筋であることは当然であります。委員長の仰せられたように、それを任意にやればいいということでは、まかせておけばいいということではないのであります。本筋としては、国がそれ／＼の防衛に当然務めなければならぬと思ひますが、共済団体も事故防止をすることによつて、農民のためにも、組合連合会の経理もそれによつて安全性を増して来るので、いわば付随的にやることを制度としても認めておるし、役所としても本筋である防衛事業について、共済団体に協力することもあります。そうでない場合においても、仕事の一部としてそれはやつておるわけでございます。

○足鹿委員長 いろいろまだ御質疑もあろうと思ひますが、この際お諮りを申し上げたいと思ひます。ただいま議題になつております法案の審査のために、関係の農業共済団体及び畜産農業その他の関係者の意見をこの小委員会において聴取いたすことにいたしましたかどうか。

なおこの近在の農業共済団体につきまして、特に家畜共済の実施状況を現地に調査する必要もあろうかと思ひます。つきましては、この参考人の件と、委員派遣の件につきまして農林委員会に対し、しかるべくとりはからい方を申し出ることにいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○足鹿委員長 御異議ないようでありますから、さよう決します。

○足鹿委員長 御異議ないようでありますから、さよう決します。

参考人の人選あるいは現地調査地の選定につきましては、農林委員長に御相談を申し上げて決定したいと思ひますので、私におまかせ願ひたいと思ひますが、いかがですか。

○足鹿委員長 御異議ありませんから、さよう決定いたします。

○足鹿委員長 御異議ありませんから、さよう決定いたします。

○足鹿委員長 御異議ありませんから、さよう決定いたします。

○足鹿委員長 御異議ありませんから、さよう決定いたします。

○足鹿委員長 御異議ありませんから、さよう決定いたします。

○足鹿委員長 御異議ありませんから、さよう決定いたします。